

# 資金決済に関する法律第20条第1項に基づく 前払式支払手段「とーぶカード」の払いもどしのお知らせ

平成27年3月31日に取扱いを終了した、当社発行の前払式支払手段である磁気式プリペイドカード「とーぶカード」(以下「とーぶカード」といいます。)について、下記の通り未使用残高の払いもどしをいたしますので、申出期間内にお申出くださいますようお願いいたします。

記

## 払いもどしを行う前払式支払手段発行者の商号

東武鉄道株式会社

## 払いもどしの対象となる前払式支払手段の種類

とーぶカード

発売額

500円(表示500)、1,000円(表示1000)  
3,000円(表示3000)、5,000円(表示5300)

## 払いもどしの申出期間

平成27年4月1日(水)から平成30年1月31日(水)まで

※お取扱い時間は各駅の窓口営業時間内となります。

※当該申出期間内にお申出いただかなかった場合は、当該払いもどしの手続きから除外されますので、ご注意ください。

## 申出の方法

当社各駅(押上・相老・赤城・新藤原・寄居・越生の各業務委託駅および無人駅を除く)駅事務室へとーぶカードをお持ちください。

## 払いもどしの方法

当社駅事務室において、とーぶカードと引き換えに未使用残額を全額無手数料にて現金により払いもどしいたします。

※お持ちのとーぶカードの枚数(例:数十枚以上)によっては当日その場で払いもどしができない場合があります。この場合、しばらくお待ちいただくか、再度駅事務室までお越しいただく場合がありますので、ご了承ください。

※払いもどし後のとーぶカードの返却を希望される場合は、その旨お申し出ください。

## 払いもどしに関するお問い合わせ先

東武鉄道お客さまセンター TEL.03-5962-0102  
8:30~19:00(年末年始を除く)

平成27年4月1日

東京都墨田区押上一丁目1番2号

東武鉄道株式会社